

もくじ

- (2面) 6月定例会(1)
本会議の質問から
- (3面) 特集)元県幹部職員による
巨額借り入れ焦げつき
関連事件
5月臨時会 本会議の質問から
調査特別委員会の動き
- (4面) 6月定例会(2)
審議の結果
常任委員会の動き
こうち高校生模擬県議会
いんぷおめーしょん
9月定例会の開催日程(予定)
褒章
県議会を傍聴してみませんか
ほか

こうち 県議会 だより

第2号



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

こうち県議会だよりは、定例会(2月・6月・9月・12月)に合わせて、年4回発行します。

編集・発行

高知県議会

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

TEL088-823-9529

FAX088-872-8411

E-mail k50101@ken.pref.kochi.jp



6月定例会本会議の模様

6月定例会トピックス

(会期 6月28日～7月7日(10日間))

知事が元県幹部職員に宛てる「謝罪」の事件
提案説明の冒頭、橋本知事は、元県幹部職員に関わる一連の事件に関して「事件の全容が明らかになった時点で、自身を含めて責任を明確にしたい」と述べたうえで、

・ **行財政改革**
基金が底をつく平成十四年度以降の財政運営方針の検討を行うとともに、行政改革大綱に基づいて総合的なコストの縮減に取り組み、地方分権

法制面をはじめとする執行体制の整備に取り組んでいくとともに、分権推進のための指針を策定していく。
・ **介護保険制度**
平成十二年四月から円滑にスタートできるよう全力で取り組む。

など、当面の県政の課題に関する方針について説明を行いました。
続いて、今定例会に条例議案八件、その他議案九件の計十七議案を提出することを説明しました。

知事の政治姿勢や介護保険制度、財政問題などについて論議がなされました。
(詳細は二面に)

付託された全議案を原案どおり可決

所管の常任委員会に付託された十七の議案は、委員会審査の結果、全議案が原案どおり可決されました。

また、請願は、所管の委員会で審査を行った結果、一件を採択、二件を不採択としました。

二十議案を可決 閉会日

閉会日、本会議において各常任委員長から委員会での審査結果が報告され、討論、採決を行った結果、知事提出議案の十七議案と、議員から提出された「デポジット制度の導入を求める意見書議案」など意見書議案三議案の計二十議案を可決、請願一件を採択し、六月定例会は閉会しました。(「審議の結果」は四面に)

6月定例会 本議会の質問から

(7月1日、2日)



質問者(質問順)

七月一日
溝淵 健夫
黒岩 正好
公文 豪

七月二日
森田 益子
中西 哲
樋口 秀洋

高知空港ビルの増築 は国体に間に合うの か聞く



問 知事は二期八年の間にたくさん種をまいたが、発育の心配されるものが多々あり、まだ美しい花は咲いていない。これまでの総括と、三選を目指す基本姿勢を聞く。

答 自立できる経済力づくり、新しい文化づくり、将来の人づくり、県民参加型の県政実現に全力で取り組んだ。これらをより確かなものにしていきたい。また大都市と対極にある地方のモデルとなる県づくりを目指したい。

問 介護保険に関して市町村が行った要介護者の実態調査の結果、県内で介護の必要な方はどの程度いるのか。また市町村が試算した保険料の県平均はどのようになっているのか。

答 本県で介護が必要な方は二万四千人、高齢者の約一三%

で、全国平均をやや上回る。保険料の試算は県平均で約三千九百円となるが、実際の保険料はサービスの内容などについて住民の意見を聞いて定めるので、これとは異なる。

問 高知空港ビルは利用者の増加により手狭になっていて、増築が急がれる。国体までにはぜひとも整備を完了させてほしいが、増築計画は現在どのような状況か。

答 高知空港ビル側では航空各社と増築の協議をしてきたが、各社から必要最小限の計画という要請もあり、検討している。県としては九月を目途に考え方をまとめ、空港ビルと協議をして、国体に対応できるように取り組む。

結核への短期的・長期的 的対策を聞く



問 高知空港ビル側では航空各社と増築の協議をしてきたが、各社から必要最小限の計画という要請もあり、検討している。県としては九月を目途に考え方をまとめ、空港ビルと協議をして、国体に対応できるように取り組む。

問 県職員の研修で「全体の奉仕者としての高い倫理観」を目標としているが、この高い倫理観とは何を指すのか。頻りに続く不祥事についての説明と今後の取り組みを聞く。

答 職員には県民の皆様への信頼にこたえるよう強く訴えてきたが、十分とは言えず、私もさらに努力が必要と考える。一連の不祥事をお詫びし、今後とも職員の意識改革に努め、信頼にこたえられるよう職員一丸となって取り組む。

問 チャイルドシートの義務化によって、六歳未満の子ども三人と夫婦の五人家族の場合、一台の車で行動できなくなる。これは少子化対策に逆行することにもなるが、県警本部長の考えを聞く。

答 座席にチャイルドシートを人数分固定する余地がない場合については、使用義務の免除が検討されている。このように法令が規定されれば、ご質問の例は免除対象になると思われる。

非核港湾条例の再提案を



問 本県は平成九年の結核罹患率が全国四番目に高く、高齢になるほど率が高い。厚生省も非常事態宣言を行っているが、県として短期的、長期的な対策を聞く。

問 非核港湾条例を再提案して合意形成に全力を尽くすことが、知事の政治家としての責任ある態度ではないか。九月議会で再見送り、知事選の公約にも盛り込まないというのでは多くの県民に失望感を与える。再提案についての知事の所見を聞く。

答 県としての思いに変わりはなく、一連の不祥事を受けて足元を固めることが、今最大の課題だ。条例を提出して再度検討をいただくことより、まず組織の立て直しに全力投球したい。

問 ジャスコ進出は帯屋町や愛宕商店街など高知市内及び近隣の主要商店街にどのような影響をもたらすと見ているのか。基本認識を示せ。

問 中山間地域では交通機関がタクシードライバーも少なく、高齢者の通院負担の軽減は切実な要求となっているが、こうした実態をどう把握しているのか。シルバードバス制度創設や福祉タクシー制度への助成もすべきではないか。

答 高齢者の通院は、県平均で一人当たり月に三・六回。福祉タクシーやシルバードバスについては、実施している自治体の状況や課題について、実施方法も含め、実態の調査をする。

問 市町村ごとにサービス水準が異なることなどによる保険料の格差は、一定やむを得ないと考えますが、最終的には市町村の事業計画の中で、住民の意見を反映したものでして決定されることになる。

問 介護保険制度で六十五歳以上の第一号被保険者の保険料を試算した結果、県平均は三千九百円と、厚生省の金額より五分割以上も高く、市町村によりも六千円から千九百円と格差がある。これをどうするのか。



問 生活保護の申請は、法律で十四日以内に決定しなければならぬ(特別の場合に三十日)となっているが、期限内に決定されるものは少ない。県下の決定状況を聞く。

問 生活保護の申請は、法律で十四日以内に決定しなければならぬ(特別の場合に三十日)となっているが、期限内に決定されるものは少ない。県下の決定状況を聞く。

問 生活保護の申請は、法律で十四日以内に決定しなければならぬ(特別の場合に三十日)となっているが、期限内に決定されるものは少ない。県下の決定状況を聞く。

問 私学の運営補助は、一クラスの生徒数が多くなるほど補助金が増えるようになっていくが、上限を設けて、一クラスを公立校並みの四十人にするよう、指導すべきではないか。

問 景気回復のため国が財政破綻ギリギリの公共投資をしている。県も短期的に公共事業を増やすべきだと考えるが、政府が本年九月に大型補正予算を組むとしたら、受けるつもりがあるか聞く。



問 国と県では財政状況や景気回復に関する役割も異なるので、国が第二次補正予算を組む場合にも景気対策の内容を十分検討し、県内の経済状況や将来の財政運営への影響を見きわめ、慎重に判断する。

問 インターネットを使った農水産物の直接販売は、生産者グループが開設するホームページへのアクセス件数が課題である。県や高知農業ネットのホームページとリンクさせ、ページの中で目に付きやすくすることはできないか。

問 地場産品の販売拡大には大変有効な手段と考えるので、県民の皆様にもリンクの広がりを感じてもらいたい。地場産品のPRコーナーを設けるなど利便性を増す画面づくりを検討する。

問 地場産品を販売するため東京・大阪などの出先機関をもっと積極的に活用できないか。また東京事務所にある地場産品の展示コーナーの改善に向けた努力について聞く。

問 安芸市の住宅団地計画は「阿佐線の通勤・通学特急で高知まで三十分」をアピールすれば市場性は十分ある。住宅団地は大工、林業、商店街に相当な経済効果を生むと考えられるが、県東部の景気対策として政策的に考えられないか。



問 安芸市の住宅団地計画は「阿佐線の通勤・通学特急で高知まで三十分」をアピールすれば市場性は十分ある。住宅団地は大工、林業、商店街に相当な経済効果を生むと考えられるが、県東部の景気対策として政策的に考えられないか。

問 東部自動車道ルートにあたる芸西村の国道北側商店街と安芸市穴内では、代替地が近くにないため地権者の多くが将来に不安を持っている。県は不安を取り除き、測量と買収がスムーズに進展する手法をとるべきではないか。

問 芸西村園芸ハウスの主力地帯である西分、和食地区では浸水に対する農家の不安が高まったまま、数年になる。東部自動車道の路線図が発表になり、諸条件が解決した今、二つの排水対策を十二年度から進める考えはあるか。

問 浸水の主たる原因を解消するためには排水機の設置が効果的であり、事業の導入は必要と考える。国とも協議しながら補助事業が早期に導入できるように努力する。



元木 益樹 (自由民主党)

事件の背景や原因、再発防止策を聞く

問 高知商銀に関する問題について、知事は事件の背景や原因はどこにあると考えているのか。また、再発防止対策の基本的な方針について所見を聞く。

答 元海洋局次長への行き過ぎた信頼が原因で、だれが見てもおかしい行為を見逃し、人事管理上の適切な措置をとらなかった結果、大きな問題に発展したと反省している。また、庁内の情報伝達にも問題があった。今後は組織管理のあり方を見直し、県民の皆様への信頼回復に努める。

金融検査での債権分類に問題はないか聞く

問 金融検査での債権分類が、県の幹部職員にかかわる債権であることから甘くなっていたのではないかと。第1分類(回収不可能債権)という当たり前の判定をしていれば被害の拡大は防げたと思うが、この分類に対して庁内では疑問も批判も起こらなかったのか。

答 確実に回収可能な債権だという商銀からの説明や、元本・利息の延滞期間が短かったことなどから、客観的に、第1分類(要注意先債権)と査定した。商工労働部内で、この分類に異論はなかった。



池脇 純一 (清流会・公明)

組織問題としての認識の甘さを指摘

問 県の報告を聞くと、個人的な借金という理由と元幹部への信頼から、事実関係の究明をおろそかにし、推移を見守ったというのが実情だと思いが、それは組織の問題としての認識に甘さがあつたからではないか、知事の所見を聞く。

答 この職員を過度に信頼していたことが、この問題のすべての前提にある。今から考えると、こうした個人への信頼から、組織全体としてのこの問題への認識が甘かったと指摘されてもやむを得ない。

説明責任と対応責任を追究

問 県の組織として、また組織人として県民の信頼にこたえる道は、知事を初めとする三役及び商工労働部幹部が、連帯して説明責任と対応責任をとるべきと考えるが、知事の所見を聞く。

答 説明責任については、事実経過を踏まえて、可能な限り関係の部局が連帯して報告したい。また責任問題については、事件の全容が明らかになった段階で、私自身を含めて明確にする。



梶原 守光 (日本共産党)

事実を知ったときの知事の判断と指示は

問 知事は異常な借金の事実を知ったとき、どう判断し、どういう指示をしたのか。

答 今年二月に、この件は処分の対象になるので退職願を保留したという副知事からの説明をそのまま受けとめて、本人の事情聴取に基づき、懲戒免職の処分をした。この時点で既に広島商銀への事業譲渡が進んでいたため、まず、その円滑な進行を念頭に置いて取り組んだ。

知事は本当に本人の弁明を信じたのか

問 知事は、この職員が、金は知人の企業に又貸ししており、返済できるとの弁明を信じたと言っているが、これは全く理解できない。知事の真意を聞く。また捜査への支障を理由に、先ほど答弁拒否があったが、議会は県民の代表機関であり、答弁すべきだ。

答 本来なら異常だとわかるべきことが見過ごされた。それだけ仕事に對しまじめで信頼が厚い職員だった。また、捜査の進行に重大な影響を及ぼすかどうかの判断自体ができかねることについては、答弁を控えさせていただく。



川添 義明 (県民クラブ)

知事・副知事への報告内容は

問 この事件について、担当部署(商工労働部)から、知事あるいは副知事に対して、どのような内容の報告がなされたのか。

答 九年十月末の検査で、この元職員が高知商銀から多額の借り入れをしていることがわかり、同年十一月初旬に前副知事が報告を受けた。前副知事が本人を呼び事情を聞くと「確実に返済できるので迷惑はかけない」「個人的な借り入れで公務には関係ない」と申し立てたので、日頃の信頼感でその言葉を信用した。

前副知事の引き継ぎは口頭でもなかったのか

問 商銀での借り入れ理由と本人が現副知事に話した借り入れ理由は全く違うのに、なぜその矛盾点や公務員の地位利用ということを指摘できなかったのか。また前副知事からは口頭による引き継ぎもなかったのか。

答 本人とは直接二回(平成十年十二月、平成十一年一月)話をしたが、非常に口がたたく、又貸しした知人のことは言えない、返済への努力はする、公務には関係しない、という話ばかりであった。引き継ぎは口頭によるものもなかった。

5月臨時会 本会議の質問から

巨額借り入れ焦げつき事件関連

元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件

前号でもお伝えしたように、県議会は、県政史上例のない不祥事であるこの事件の調査・究明を行うため、5月臨時会で、異例となる本会議での質疑を行うとともに、調査特別委員会を設置しました。本会議で行われたこの事件に関する主な質疑と、調査活動を開始した特別委員会の動きについてお伝えします。

事件の概要
一連の事件の中心は、県の元幹部職員平成十一年三月に懲戒免職が、平成八年六月から九年四月の間に、職務上の立場を利用し、信用組合高知商銀から、企業誘致のための事業用地の先行取得などの虚偽の名目で計五億二千五百万円にも上る融資を受け、実際には先物取引に投資、返済不能に陥ったというものです。
県は、平成九年秋の高知商銀に対する検査で、この融資が法令に違反した「非組合員に対する無担保融資」同一人に対する貸付限度額を大幅に超えた融資であることをつかんでいながら放置。
結果的に融資は焦げつき、高知商銀破たんの一因となりました。
このほか、元幹部職員は、時期を前後して、須崎市内の造船会社社長から一千五百万円を詐取、県内水面種苗センターが県内水面漁業協同組合連合会に貸し付けていた運転資金を不正に一時流用、県内外の複数の企業から虚偽の名目で合計一億五千万円を借り入れ(返済済み)するなどの事件を起こしており、一連の事件の捜査は現在も続いています。(元幹部職員は平成十一年四月に詐欺容疑で逮捕、起訴、同七月、背任容疑で再逮捕、起訴。)



質疑を行う調査特別委員会

異例の臨時会質疑
県議会はこの事件を重くみて、事実関係や責任問題について徹底的に追及、解明するため、5月臨時会において、臨時会では異例の本会議での質疑(昭和四十六年以来)を行うことを決めました。
五月十三日の本会議では、四会派から四議員が質問に立ち、
・県庁組織内の情報伝達のされ方
・各部署で責任者が行った判断、決定した方針
・金融監督行政上の問題(検査を行った際の債権分類が適切だったか、私設金融行為に関する認識、違法融資に対する是正指導のあり方)
・人事管理上の問題(身内に対する調査の甘さ)
・県の説明に対する疑問
・一連の事件の責任の取り方
・再発防止策
などの点についてたどりました。

- 調査特別委員会を設置
本会議(五月十三日)での質疑や、常任委員会(五月十三、十四日)の場で追及を行ったものの、真相究明にはほど遠く、五月十四日、県議会は、県の組織・人事管理上の問題を究明し、行政責任を追及する目的で、元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件調査特別委員会を設置しました。
臨時会閉会後の五月二十五日に開かれた、最初の調査特別委員会では、
事件の真相を究明する
事件の背景、原因の分析をする
責任の所在を明らかにする
再発防止策を確立させる
の4点の調査方針と、参考人の招致などについて確認しました。
調査特別委員会の審議経過
これまでの調査の結果、県の組織管理・連絡体制が全く不十分であったこと、問題への対応が大変甘かったことが明らかとなつていきます。
委員会は、九月定例会で調査結果の報告を行う予定にしており、現在も真相究明に向けて、精力的に調査を続けています。(審議経過)
五月二十五日
執行部による事件の経過説明
執行部に対する質疑
(商工労働部 海洋局、総務部)
六月二十三日
委員長報告(県警との協議結果)
執行部に対する質疑
(商工労働部 海洋局、総務部)
七月九日
参考人に対する質疑
山本 前副知事
川村 前商工労働部長(現理事)
執行部に対する質疑
前田 商工政策課長
七月二十三日
執行部に対する質疑
上岡 前総務部副部長
(現商工労働部長)
嵐 前人事課長
(現総務部副部長)
七月二十六日
執行部に対する質疑
森光 海洋局長
広沢 海洋局次長
八月三日
参考人に対する質疑
岡林 前出納長
執行部に対する質疑
鍋島 出納長
久武 商工政策課金融管理班長
八月十二日
執行部に対する質疑
河野 副知事
(商工労働部、総務部)
八月十九日
執行部に対する質疑
橋本 知事

こうち高校生 模擬県議会



県内の高校生が模擬議員として、意見発表や県政への提案を行うことを通じ、生徒の自主性や創造性を育成しようという目的で、県教委・県の主催により、8月4日(水)「こうち高校生模擬県議会」が初めて開かれました。

模擬県議会は、県内の高等学校、盲・ろう・養護学校高等部に在籍する生徒から選ばれた44名の模擬議員で構成され、このうち、14名の議員が前半、後半に分かれて質問に立ち、執行部を代表して、主に橋本知事が答弁を行いました。

模擬議員は自らの体験などを基に、「高校生が自分の将来を考える契機とするための社会体験研修制度はできないか。」「すべての学校にスクールカウンセラーを配置できないか。」「海外や国内での高校生の研修事業に対し、補助できないか。将来を担う若者に投資してほしい。」「自然と共存できる都市の在り方についてどう考えているのか。」などと質問。橋本知事は、ひとつひとつの質問に対して、わかりやすくいねいに、時には体験も交えて答弁しました。

14人の模擬議員が質問を終えた後、橋本知事は、「みなさんが今日質問されたことは、高知県にとって本当に大切なテーマ。今日の答弁を参考にして、学校などでより議論を深めてください。」としめくり、模擬県議会は閉会しました。

県教委と県は、今回の模擬県議会で行われた提案のうち、実施が可能なものは、「青春夢企画」として施策化していくということです。

6月定例会 審議の結果

可決された議案(20議案)

知事提出議案

条例議案

「高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例議案」「高知県税条例の一部を改正する条例議案」など8議案

その他の議案

「公平委員会の事務の委託を受けることに関する議案」「県有財産(県立室戸高等学校用地)の取得に関する議案」など9議案

議員提出議案

「デポジット制度の導入を求める意見書議案」

「宅地建物取引業者の棚卸資産課税に関する意見書議案」

「国旗・国歌の法制化を求める意見書議案」

否決された議案(2議案)

「『日の丸・君が代』法案を撤回し国民的討論を保障するよう求める意見書議案」

「警察の盗聴を合法化する通信傍受法案の撤回を求める意見書議案」

採択された請願

「デポジット制度の導入を求める意見書の提出について」

不採択となった請願

「高知県の発展と中小建設業者の経営安定について」

「高知県民・住民が安心して暮らせる公共事業推進と執行体制の拡充に関する意見書の提出について」

総務委員会

- 5/24 政府要望の要望項目をとりまとめ
- 5/26 ~ 5/28 本庁各課室の業務概要を聴取
- 5/31 ~ 6/17 各出先機関の業務概要を現地で聴取(8日間)
- 6/15 文部省などの関係省庁に向いて要望活動(政府要望)
- 7/5(6月定例会中) 付託された9件の議案を審査し、全て原案どおり可決、意見書4件を審査
- 8/20 出先機関、市町村などから出された要望事項をとりまとめ

文化厚生委員会

- 5/21 政府要望の要望項目をとりまとめ
- 5/26 ~ 28 本庁各課室の業務概要を聴取
- 5/31 ~ 6/17 各出先機関の業務概要を現地で聴取(7日間)
- 6/9 厚生省などの関係省庁に向いて要望活動(政府要望)
- 7/5(6月定例会中) 付託された1件の議案を審査し、原案どおり可決、請願1件を審査
- 8/20 出先機関、市町村などから出された要望事項をとりまとめ

産業経済委員会

- 5/25 政府要望の要望項目をとりまとめ
- 5/26 ~ 5/28 本庁各課室の業務概要を聴取
- 5/31 ~ 6/18 各出先機関の業務概要を現地で聴取(9日間)
- 6/17 ~ 6/18 農林水産省などの関係省庁に向いて要望活動(政府要望)
- 7/5(6月定例会中) 付託された請願1件を審査
- 8/20 出先機関、市町村などから出された要望事項をとりまとめ

企画建設委員会

- 5/21 政府要望の要望項目をとりまとめ
- 5/26 ~ 5/28 本庁各課室の業務概要を聴取
- 6/1 ~ 6/18 各出先機関の業務概要を現地で聴取(8日間)
- 6/10 建設省などの関係省庁に向いて要望活動(政府要望)
- 7/5(6月定例会中) 付託された8件の議案を審査し、全て原案どおり可決、請願2件、意見書2件を審査
- 7/14 北川奈半利道路の用地買収の件を審査
- 8/20 市町村などから出された要望事項をとりまとめ

常任委員会の動き
(5月~8月)

9月定例会の開催日程(予定)



- 9月24日(金)開会
- 9月30日(木)質疑並びに一般質問
- 10月1日(金) "
- 4日(月) "
- 5日(火) "
- 6日(水) 予算委員会
- 7日(木) 常任委員会
- 8日(金) "
- 12日(火) "
- 13日(水) 閉会

* 予定ですので、変更になる場合があります。傍聴の際には、議会事務局議事課(TEL 088-823-9535)で日程を御確認ください。

請願・陳情

あなたの声を県政に!

請願(陳情)書

年月日

高知県議会議長様

請願(陳情)者 住所 印
紹介 議員氏名 氏名

について

請願(陳情)の趣旨及び理由

請願(陳情)の項目

褒章
土森正典議員は、永年にわたり地方自治の振興と県政の発展に多大の貢献をされた功績により、四月二十九日、藍綬褒章を授与されました。



土森正典議員
(自由民主党)

県議会を傍聴してみませんか
本会議、常任委員会、特別委員会、予算委員会は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。開催日程などの詳細は、新聞等で報道されますが、変更になる場合がありますので、事前に議会事務局(TEL 088-823-9535)までお問い合わせください。

本会議
開会は、原則午前10時で、開会予定時刻の十五分前から議事堂南入口で受付を行います。定員は百六十三名で、定員を超えると入場できない場合があります。

会議録の閲覧について

本会議、予算委員会、常任・特別委員会の会議録は、県庁本庁舎にある総合案内コーナーで閲覧することができます。平成十一年九月現在、閲覧が可能です。会議録は次のとおりです。

議事堂を見学できます

定例会の開会中に限り、議事堂の見学を受け付けています。児童・生徒や一般の方々の方々の社会見学にいかがでしょうか。お問い合わせは、議会事務局議事課(TEL 088-823-9535)までお問い合わせください。

委員会

開会予定時刻の三十分前から議事堂正面玄関で受付を行います。定員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別の場合を除く)で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

紙面へのご意見をお寄せください



おたより
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
高知県議会事務局調査課
FAX 088-872-8411
電子メール
k50101@ken.pref.kochi.jp

編集後記

まだまだ暑さが厳しい中、いかがお過ごしでしょうか。創刊号に引き続きみなさんから感想やご意見をいただき、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の編集の参考にさせていただきます。これからも、広報紙に関するご意見やご感想をお気軽に寄せください。



いんぷおめーしょん

